

4 アンケート調査の利用について(意見)

利用者の意見を調査するために行うアンケートは、事業団が各会館毎に随時実施している。調査結果に対しては、要望に積極的に対応するよう心がけるとともに、今後の利用促進につなげるよう努力することとしている。実際、利用者からの意見をもとに、ロータリーからのバリアフリー化やオムツ替え用のベッドの設置などを実施してきている。

しかし、アンケートは各館の自主事業実施時に行うことが多く、各館単独での利用に留まっている。事業団では、今までアンケートの利用に関する方針は無く、得られたアンケート結果をすべての会館で共有化することも無かった。また、利用者だけでなく、地域住民の声を把握する方法に欠けていた部分もある。

今後は、利用者ニーズを的確に把握する方法を検討すべきである。

5 今後の行政改革実施のための課題(意見)

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としているといわれるが、県においても、平成 18 年度以降当該制度を導入する予定である。

指定管理者制度が導入された場合、県、指定管理者及び県民等の役割は次のようになると考えられる。

主体	役割
県	会館施設の保持、大規模修繕、 県民等が主催する文化事業への財政的支援
指定管理者	会館や会館内施設の維持管理
県民等	文化事業の主催者

現状では、県と事業団のこれまでの経緯から、両者の業務内容の区分が不明確なため、会館関係事業で指定管理者制度が導入されても、事業団以外の参入が難しい。第四の I 3 で述べたように、県と事業団の間の委託契約の内容を整理し民間との公平を確保する必要がある。

今後、指定管理者制度導入に向け、次のような点について、早急に検討が必要である。

- ・ 会館の管理運営業務のみを指定管理者に任せるか
- ・ 指定管理者に従来の自主企画事業・共催事業も含めて任せるか
- ・ 指定管理者に使用料収入または自主企画・共催収入を帰属させるか否か
- ・ 使用料収入を帰属させた場合の使用料減免（特にサイトウ・キネン・フェスティバル松本）の取り扱い

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」によれば、事業団は舞台制作業務の専門的ノウハウがあることから存続することとなった。しかし、指定管理者制度導入時に、事業団が指定されるか否かは決まっているわけではない。指定管理者制度導入にあたっては、事業団と民間事業者等が公平に競争できるようにするため、会館自体や会館内の舞台設備の施設管理と舞台制作業務を分けて考え、それぞれを別の事業者が受託できるようにすることも検討する必要がある。このように考えた場合には、指定管理者制度導入後、事業団は、会館や舞台設備の維持管理の指定管理者に応募することもできるし、舞台制作業務の受託者として、また文化事業の主催者としても手を上げることができると考えられる。

6 松本文化会館について(意見)

平成 16 年 9 月松本文化会館の近隣に「まつもと市民芸術館」が開館した。これは松本市が建築したもので、その規模は、地下 2 階・地上 7 階、建築面積 7,080 m²、建築延べ面積 17,673 m²、敷地面積 8,995 m²。主ホール収容人数 1,800 名。工事費 145 億円である。今後、狭い地域に同じ機能を備える大型文化施設が並存することによる利用客の分散に伴い、松本文化会館の利用率が減少することが予想される。

このようなことから、両館の役割分担と連携のあり方を早急に検討する必要があるが、万一、松本文化会館の今後の維持管理費に県財政が耐えられず、且つ両会館の棲み分けができないという事態となれば、行政単位を超えていずれかひとつの会館により音楽・演劇等の鑑賞機会を提供していくことも一つの選択肢として検討すべきと考えられる。

第六 創造館

I 概要

1 施設の概況及び業務内容

各施設の概況は表 2-20、21、22 のとおりである。

表 2-20 施設の概況

施設名	所在地	業務内容	主な設備等
飯田創造館 (昭和 54 年 12 月開館)	飯田市	<ul style="list-style-type: none"> 創作活動等の指導 貸館業務 	展示室、学習室 (13 室)
佐久創造館 (昭和 55 年 12 月開館)	佐久市	<ul style="list-style-type: none"> 自主企画事業の実施 	体育館、学習室 (13 室)、談話室

表 2-21 施設の構造等

飯田創造館	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造り地上 4 階他、建築面積 721 m²、建築延べ面積 2,411 m²、敷地面積 2,298 m² (飯田建設事務所より借受) 工事費 6 億円 駐車場 64 台 (風越公園内)
佐久創造館	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造り地上 2 階、建築面積 3,245 m²、建築延べ面積 4,875 m²、敷地面積 10,265 m² (佐久建設事務所より借受) 工事費 8 億円 駐車場 514 台 (駒場公園内)

表 2-22 各館の開館時間・休館日

飯田創造館	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間：午前 9 時から午後 10 時 休館日：毎週水曜日 国民の祝日の翌日 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
佐久創造館	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間：午前 9 時から午後 10 時 休館日：毎週水曜日 国民の祝日の翌日 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

2 事業の内容

(1) 貸館事業

昭和 50 年を初年度とする「県勢発展新 5 ヶ年計画」の策定にあたり、地域における芸術・文化の振興を図ることを目的として、「創造の森」の建設が計画された。「創造の森」建設の基本方針は、①地域の文化遺産の伝承、住民の芸術・文化水準の向上を図り、新しい地域文化の創造に役立つものであること、②自由時間の増大に対応しつつ、地域住民の

芸術文化の創造活動をはじめ、健康づくりに役立つものであること、③広域生活圏を単位に、それぞれの地域特性に応じた施設内容とし、地域コミュニティの形成に役立つものであることが掲げられた。この中で、昭和 54 年に飯田創造館を、昭和 55 年に佐久創造館を建設された。その後は、主に芸術関係に携わる各種団体及びグループの創作活動や研修会、発表会、展覧会等に対する貸しスペースを提供するとともに、美術・書道・音楽等の実技講習会を実施している。市町村を超えた地域に対する文化振興事業を行うことを継続しており、受講者の県展入選者の輩出などで一定の効果が見られるところである。

(2) 自主事業

- ・ 飯田創造館
 絵画・書道・工芸等の実技講習会、企画展「工芸 5 人展」、創造展、利用者による各種発表会
- ・ 佐久創造館
 絵画・書道・工芸等の実技講習会、企画展「能」佐久地方における能楽の今昔、創造展、利用者による各種発表会

3 収支及び利用状況の分析

(1) 収支の状況

各創造館の過去 3 年の収支状況は表 2-23 のとおりである。

表 2-23 各創造館の収支状況

ア 飯田創造館

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業団の歳出			
人件費	22,918	24,159	18,701
事務管理費	14,278	14,460	10,276
管理費	0	0	0
展示会事業費	0	0	0
消費税	1,300	971	858
その他	250	250	0
歳出計 (A)	38,746	39,839	29,836
県の歳入となる使用料徴収額 (B)	5,120	6,105	5,679
比率 (B/A)	13.2%	15.3%	19.0%

(注) ・平成 15 年度の県の歳入となる使用料の減免額は、自主企画事業・共催事業関連が 434 千円、その他減免額は 146 千円である。減免しなかった場合の使用料は 6,259 千円であり、収支比率は

21.0%となる。

- ・平成 15 年度の人件費の減少については、給与の減額（県の給与減額と同様）によるものである。
また、創造館指導員（教員 0B）の手当てを見直し、期末勤勉手当を支給しないこととしたことによる。
- ・平成 15 年度の管理費の減少については、各種再委託経費の減少によるものである。

イ 佐久創造館

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業団の歳出			
人件費	22,984	22,473	16,126
事務管理費	18,347	19,104	19,631
管理費	0	0	0
展示会事業費	0	0	0
消費税	1,303	904	740
その他	250	250	0
歳出計 (A)	42,884	42,731	36,496
県の歳入となる使用料徴収額 (B)	5,520	4,806	4,980
比率 (B/A)	12.9%	11.2%	13.7%
利用人員 (人)	96,567	107,797	90,818

- (注) ・平成 15 年度の県の歳入となる使用料の減免額は、自主企画事業・共催事業関連が 514 千円、その他減免額は 215 千円である。減免しなかった場合の使用料は 5,709 千円であり、収支比率は 15.6%となる。
- ・平成 15 年度の人件費については、飯田創造館と同様である。
 - ・平成 15 年度の事務管理費については、トイレの緊急修繕の実施によるものである。

表 2-24 佐久創造館の収支差額分析

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収支差額 (千円)	37,364	37,925	31,516
利用人員 (人)	96,567	107,797	90,818
利用者人あたり平均支出額 (円)	444	396	402
利用者 1 人あたり平均徴収額 (円)	57	45	55
利用者 1 人あたり平均収支差額 (円)	387	352	347
開館日数	293	294	295
開館 1 日あたり収支差額 (円)	127,522	128,997	106,834

表 2-24 の収支は、佐久創造館の収支のみであり、県が負担している建物の建設費に係る減価償却費や県派遣職員人件費のうち退職金や退職給与引当金繰入額は含んでいない。したがって、佐久創造館に関する文化芸術振興のための県の行政コストを算定しているわけではない。以下の分析は、この前提に基づくものである。

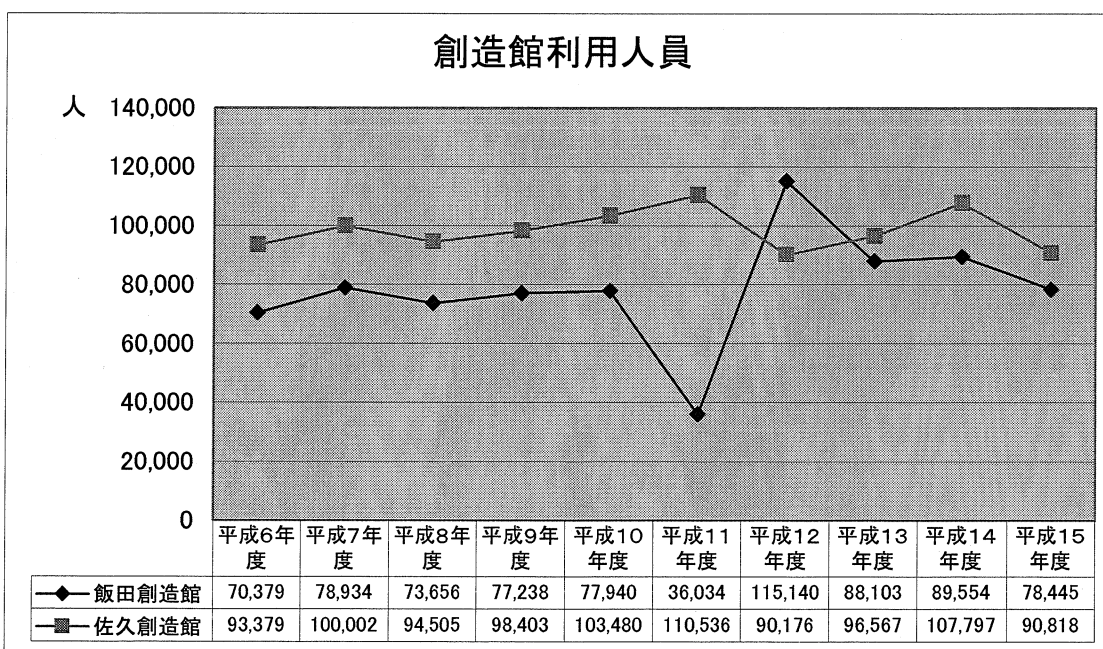
開館 1 日あたりの収支差額は、佐久創造館運営に関しての県の 1 日あたり負担額ということになる。当該負担額は、平成 15 年度は大幅に減少したが、これは人員削減等による人件費の減少が主な理由である。

利用者 1 人あたりの平均支出額は、利用者 1 人あたりの県の支出負担額を表すが、これは概ね 400 円前後で推移している。平成 15 年度に人件費減少により支出総額が減少したにも関わらず、利用者 1 人あたりの平均支出額が前年より上昇したのは、利用者の減少による。一方、利用者 1 人あたりの利用料の平均徴収額（県の収入額）は 50 円前後で推移している。したがって、利用者 1 人あたりの平均支出額から平均徴収額を引いた平均収支差額（県の一般会計の純負担額）は、近年は 350 円前後で推移している。

（2） 利用状況

佐久創造館の利用人員は、年間 10 万人前後で推移している。飯田創造館の平成 11 年度の利用者が少ないのは、増改築工事実施のため総部屋数 12 室のうち 9 室を 167 日間利用制限したためである。

表 2-25 創造館利用人員の推移



4 行政改革の方向性

県の担当部局では、平成 14 年度より市へ施設を移換することを検討中である。ただし、現状において交渉の進展が見られないことから、他の会館と同様に人材の有効活用と指定管理者制度への移行を検討している。

II 監査の結果

1 使用料について

(1) 概要

創造館の使用料は「長野県都市公園条例」により定められている。使用料の算定にあたっては、県内類似施設における使用料との均衡を考慮し、「㎡・時間当たり単価」を算定し、この単価に時間と面積を乗じて算出している。現在の単価は、会議室 4.12 円、多目的体育館（佐久創造館 101 号）2.77 円となっている。

上記の単価を設定するにあたって、比較している類似施設は下記のとおりである。

①会議室

社会福祉総合センター、長野県勤労者福祉センター、佐久勤労者福祉センター、松本勤労者福祉センター、伊那勤労者福祉センター、飯田勤労者福祉センター、中野勤労者福祉センター、戸倉野外趣味活動センター、男女共同参画センター、長野県県民文化会館

②多目的体育館

松本第 1 体育館、松本第 2 体育館

(2) 監査手続

- ・使用料の徴収額が法令に準拠しているかどうかについて使用料の一部を抽出し確認した。
- ・使用料の徴収が網羅的かどうか、また公平性が確保されているかどうかにつき検討するため、未納状況や減免の状況について検討した。
- ・使用料の収納手続につき、管理状況を確認した。

(3) 結果

上記を実施した結果、問題はなかった。

(4) 意見

「I 概要 3 (1) 収支の状況と分析及び利用状況(佐久創造館)」で述べたとおり、佐久創造館の利用者 1 人あたりの県支出負担額は 400 円前後であるのに対して、利用者 1 人あたりの県の収入額は 50 円前後である。

提供される行政サービスに対して受益者にどの程度の負担を求めるかは一律に定められるものではないが、本事業が地域性の強い事業であることを考慮すると、県の負担割合が高すぎる場合には、当該施設を利用しない住民との間で公平を欠くことになる。そのような観点からは、現在の受益者負担割合は低すぎると考えられる。

今後、正確な行政サービスに係るコストを算定し、そのうち利用者がどれだけ負担すべきかということについて、利用料の改定の可能性も含めて検討していくことが必要である。

2 委託料について

(1) 概要

文化会館と同様である。

(2) 監査手続

- ・委託の方式及び相手方の選定方法は適正か、委託契約が法令等に遵守しているかどうかについて、委託料の一部を抽出し、諸規程との整合性及び契約書との照合を実施した。
- ・委託理由に合理性があるかどうか確認するために、委託契約の一部を抽出し内容について仕様書を確認するとともに、聞き取り調査を実施した。
- ・委託料の算定方法は適正かどうか、業務内容に対して委託料が適正な水準にあるかどうか確認するために、過去5年分の委託契約の推移によって分析するとともに、委託料の予定価格算定時の積算過程を確認した。
 - ・委託契約の履行に関する検証手続に関して、聞き取り調査を実施した。

(3) 結果

上記を実施した結果、問題はなかった。

(4) 意見

過去5年間の委託業務に関する、業者、契約金額及び落札率を示すと表 2-26 のとおりである。

表 2-26 各創造館の委託業務内容と契約金額等の推移

(飯田創造館)

業務内容	契約方法	業者名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
			契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率
清掃業務	指名競争	A社	1,058	96.18%	1,980	100.0%	1,879	97.4%	1,879	97.4%	1,785	89.8%
電気保安管理	随意契約	B社	242	96.80%	260	97.7%	260	96.3%	230	95.8%	-	-
電気保安管理	随意契約	C社	-	-	-	-	-	-	-	-	147	63.6%
自動火災報知設備	随意契約	D社	68	97.14%	92	92.0%	89	89.0%	89	89.9%	89	98.9%
誘導灯・非常放送等	随意契約	E社	136	97.14%	163	90.6%	157	87.2%	157	87.2%	157	99.4%
昇降機保守	随意契約	F社	550	98.21%	550	98.2%	529	94.5%	529	94.5%	529	99.8%
自動扉保守	随意契約	G社	151	99.34%	151	94.4%	151	94.4%	157	98.1%	157	99.4%
消火器・非難梯子	随意契約	H社	5	83.33%	7	87.5%	6	75.0%	11	91.7%	11	91.7%
給排水・消火栓	随意契約	I社	112	93.33%	112	93.3%	99	82.5%	89	74.2%	89	98.9%
空調・計装機器	随意契約	J社	479	99.79%	435	96.7%	745	83.2%	672	75.1%	317	96.1%
館内警備	随意契約	H社	364	98.38%	437	97.1%	441	93.2%	441	93.2%	441	100.0%

(佐久創造館)

業務内容	契約方法	業者名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
			契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率
館内清掃・設備管理・環境衛生	指名競争	A社	5,303	99.0%	5,408	100.0%	5,408	100.0%	5,408	99.0%	5,408	97.2%
夜間警備	随意契約	B社	208	63.2%	208	63.2%	208	63.2%	208	100.0%	208	100.0%
受電設備	随意契約	C社	372	97.8%	372	97.8%	372	97.8%	357	95.8%	338	94.6%
エレベータ保守点検	随意契約	D社	498	99.1%	498	99.1%	498	99.1%	498	100.0%	498	100.0%
自動ドア保守点検	随意契約	E社	76	63.5%	76	63.5%	76	63.5%	76	100.0%	76	100.0%
消防設備保守点検	随意契約	F社	248	93.0%	248	86.2%	248	86.2%	248	100.0%	248	100.0%
受水槽・高架水槽管理	随意契約	G社	68	96.6%	270	100.0%	270	100.0%	270	98.7%	176	64.6%
消火器点検	随意契約	H社	20	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
給水等外壁調査	随意契約	I社	126	92.3%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 各年度の受電設備業務、平成12年度以降の受水槽・高架水槽管理業務の契約は、佐久創造館が県立駒場公園の施設管理分も一括して契約し、公園側の使用料等に応じた負担分を受領している。そのため、上記の表の契約金額と、佐久創造館の決算書に記載された負担額とは当該部分については一致しない。

ア 再委託業務の内容に関する検証(飯田創造館)

飯田創造館において清掃業務の委託を行っているが、勤務実績の報告などないため、事後的に委託内容の履行状況について検証を行うことができない。会館清掃業務であり、職員と毎日接しているため勤務状況の把握が可能であるためとこのことであるが、第三者へ履行状況に関する説明のため、及び勤務実績に基づく委託内容の見直しに有用と考えるため、委託業者より勤務実績報告を受けることが必要である。また、その際、担当者からの会館運営に関する意見を入手することによって、委託業務に付加価値を増すことができると考えられる。

イ 再委託に関して

佐久創造館における入札業務である「館内清掃業務、ボイラー等機械設備運転業務、環境衛生管理業務」については、平成 11 年度から 14 年度までは予定価格の 99%から 100%で落札されており、平成 12 年度から 14 年度は契約価額が同じ金額で推移している。

平成 15 年度は、県の入札改善に合わせて参加業者の地域要件を広げたため、従来の入札指名業者数 6 社から 20 社に増加したが、契約価額は前年と同じであった。

当該業務の予定価格はもともと積算価格よりかなり低く設定し支出削減を図っており、その結果指名業者を増やしても落札業者や契約金額が変わらなかったとも考えられ、必ずしも競争原理が働いていなかったと結論づけることはできない。

飯田創造館においては「館内清掃業務」に関して入札を行っているが、平成 11 年度から 14 年度までは予定価格の 96%から 100%で落札されており、平成 13 年度と 14 年度の契約金額は同じ金額であった。ただし、平成 15 年度に関しては、指名業者を増加し一般競争入札と同じような効果が得られた結果も見られ、落札率は 89%となっている。

入札に関する透明性向上の観点からは、他の会館等のところで述べたように、郵便やインターネットによる一般競争入札を導入することを検討することが望ましい。

3 公有財産・備品の管理について

(1) 監査手続

- ・ 財産（リースを含む）の受払残高を示す帳簿は整備されているかについて、公有財産管理簿及び事業団の受託財産台帳を閲覧し、記載内容の確認を行い、リース契約の有無を確認し、主な契約書の内容を検証した。
- ・ 財産の実物調査が行われているかについて、関係者へ質問した。
- ・ 一部、抜き取りで現物実査を行った。

(2) 結果

問題となる事項はなかった。

(3) 飯田創造館における美術品について（意見）

芸術教室の講師の作品など寄贈された美術品があり、美術品台帳として記録されている。その内訳は表 2-27 のとおりである。この中で所有者が明確化されておらず、県及び事業団において簿外となっているものがある。また、寄贈時の手続きが定められていないため、受領を証明する資料が無いものも見受けられる。評価金額は不明であるが、寄贈した講師の中には美術年鑑に掲載されている人も含まれている。

作品を寄贈された時には、それが寄付の受け入れをすべき評価金額があるものか確か